

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			証憑書類	
32	【原則8】利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを整備している。	14, 利益相反ポリシー 23, 理事会議事録
33	【原則9】通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	暴力行為等の相談窓口を協会内部に設置している。 合宿等で選手へ説明・周知している。 (HPに公表している) https://www.main.jdva.org/top/wp-content/uploads/2026/10/29-1A- (JDVAスポーツにおける暴力行為等相談窓口.pdf	29, スポーツにおける暴力行為等相談窓口(JDVA・JPSA) 32, 通報制度の運用に関する規程 23, 理事会議事録
34	【原則9】通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	相談窓口に通報があった場合には、日本バラスポーツ協会と連携して対応できる体制となっている。	29, スポーツにおける暴力行為等相談窓口(JDVA・JPSA) 32, 通報制度の運用に関する規程 23, 理事会議事録
35	【原則10】懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	「懲戒規程」を定めている。	31, 懲戒規程 23, 理事会議事録
36	【原則10】懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	懲罰に関する規程を整備している。 対象事案が発生した際は、理事会にて協議・対応する。 コンプライアンス委員会を設置する。	5, 組織規程 16, リスク管理ガイドライン 18, 役員規程 27, コンプライアンス規程・委員会規程 31, 懲戒規程 23, 理事会議事録
37	【原則11】選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	代表選手選考、懲罰処分等に関する事項に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）によるスポーツ仲裁を利用できるよう、自動応諾条項を整備している。	15, 選手等の不服申立規程（自動応諾条項）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	これまで処分事例の発生はないが、処分を下す際には、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度の利用が可能であることを処分対象者に書面で通知する。 (証憑書類15をHPに公開している。) https://www.main.jdva.org/top/wp-content/uploads/2026/10/15_選手等の不服申立規程（自動応諾条項）20261004（JDVA編集）.pdf		15, 選手等の不服申立規程（自動応諾条項）
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルとして「リスク管理ガイドライン」を整備している。 同マニュアルは、不祥事対応の一連の流れを含んでおり、第三者委員会を設置する場合について記載している。		16, リスク管理ガイドライン
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事は発生していないため、この項目は該当しない		なし
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。		なし
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織はないため対象外		なし
43	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織はないため対象外		なし